

第 9 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 3 年 9 月 17 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第9回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月17日（金） 午後2時から午後2時46分まで
- 2 開催場所 秋田市役所職員研修棟第1・2研修室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 16人

1番 佐々木 英 久	3番 関 正 美
4番 鈴木 昇	5番 星 容 子
6番 相場 堅 一	7番 佐々木 繁 明
8番 安田 友 一	9番 白岩 勝 雄
10番 柴田 ますみ	11番 鎌田 悦 雄
12番 佐々木 和 昭	13番 齊藤 善 彦
15番 加藤 淳	16番 三浦 宏 和
18番 佐々木 吉 秋	19番 加賀屋 慎 一
- 5 欠席農業委員

2番 武藤 真 作	14番 藤 田 修
17番 伊藤 洋 文	
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第34号 農用地利用集積計画(令和3年度第6号)に関する件
 - 第7 議案第35号 非農地証明申請に関する件
 - 第8 議案第36号 令和4年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件
 - 第9 議案第37号 下限面積の別段面積の設定に関する件
- 7 事務局職員

事務局長 小山田 邦 子	参 事 加藤 康 則
副参事 伊藤 弘	副参事 住谷 真 人
主席主査 稲葉 隆	主席主査 中村 至
主席主査 勝田 茂 満	主 査 岡部 洋 介
主 任 廣嶋 孝 祐	主 任 富岡 周 馬
技 師 小林 素 子	
- 8 書 記
主席主査 中村 至
- 9 議事録署名委員

11番 鎌田 悦 雄	12番 佐々木 和 昭
------------	-------------

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和3年第9回農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>欠席の届出がありましたのでご報告いたします。2番武藤真作委員、14番藤田修委員、17番伊藤洋文委員の3名でございます。委員定数19名中、16名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております書類の確認をお願いいたします。</p>
	<p>《配付書類の確認》</p>
	<p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告および説明は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第9回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、11番鎌田悦雄委員、12番佐々木和昭委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
1番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
6番相場堅一委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
7番佐々木繁明委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
13番齊藤善彦委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>

議 長	次に、会務報告 2 の「一般社団法人秋田県農業会議第65回常設審議委員会」および「農業者年金加入推進特別研修会」につきましては、私が報告します。
	【会務報告 2 と 3 の報告】
	次に、会務報告 4 の「令和 3 年度農地パトロール」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (岡部主査)	【会務報告 4 の報告】
議 長	次に、会務報告 5 の「令和 3 年度第 3 回運営委員会」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (中村主席主査)	【会務報告 5 の報告】
議 長	次に、会務報告 6 の「令和 3 年度市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議」につきましては、4 番鈴木昇代理から報告をお願いします。
事 務 局 (鈴木代理)	【会務報告 6 の報告】
議 長	次に、会務報告 7 の「令和 3 年度第 5 回農地利用最適化委員会」につきましては、1 番佐々木英久委員から口頭で報告をお願いします。
1 番佐々木英久委員	【会務報告 7 の報告】
議 長	次に、会務報告 8 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 12 の「現況地目照会に係る回答について」までの 5 件について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告 8 から 12 までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次に、日程第 4 の議案に入らせていただきます。 はじめに日程第 4、議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、1 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。

事務局 (廣嶋主任)	<p>議案書1ページの1件についてご説明いたします。</p> <p>番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。両者は兄妹です。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。譲渡人は、今年1月に養父から申請地を相続しましたが、譲渡人には農業経験がなく、近隣農地を所有していた兄に贈与するものです。農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は、機械作業を委託しており、その他農作業に係る農業技術は問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、11,750平方メートルであることから、要件を満たしています。地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長 6番相場堅一委員	<p>それではここで、現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員に報告をお願いします。</p> <p>6番相場です。8月29日、佐藤公誠推進委員より問題がないと連絡がありました。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長 一同	<p>それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。</p> <p>なし。</p>
議長 一同	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (稲葉主席主査)	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。施設の概要は、「一般住宅」への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画については、「申請者は申請地の隣地で両親および兄夫婦と同居しているが、手狭であることから、住宅を建築する計画に至り本申請をしたもので、住環境を考慮し当該地を選定、転用しようとするもの」です。</p>

事務局
(稲葉主席主査)

立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、秋田市宅地開発に関する条例において、一定の基準を満たす集落の区域として、誰でも一般住宅を建築できる区域、いわゆる「緩和エリア」に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は「第3種農地」です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、借入資金および自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年7月30日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は該当ありません。土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。

被害防除については、隣接に対する措置は土留め工事を行うこととし、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。

現地は令和3年9月2日に確認しております。

続きまして、議案書の番号2です。借受人は、XXXXXXXXXX。貸出人は、XXXXXXXXXX。施設の概要は、「現場事務所」への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

それでは、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「転用事業者は、秋田市上下水道局発注の雄和椿川堤根線等の配水管整備工事を受注したことから、工事施工に伴い現場事務所等が必要となったため、工事を行う地域内にあり、道路からの接続もよい当該地を選定、一時転用しようとするもの」です。

立地基準については、農地位置が都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域外で農地区分は第1種農地です。

第1種農地は原則不許可ですが、本件は、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、第1種農地の不許可の例外に該当します。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和3年12月31日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、資材等を撤去、搬出することとしています。

被害防除については、隣接に対する措置はなし、排水計画は、汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。

現地は令和3年9月3日に確認しております。

なお、今回の転用案件は、第3種農地の転用および一時転用であり、どちらも30アール以下であるため、秋田県農業会議への諮問は不要となります。説明は以上です。

議

長

それではここで、案件1番について現地調査を行った佐藤公誠推進委員

議	長	から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員		6番相場です。9月2日、佐藤公誠推進委員より問題がないと連絡がありました。私も現地を確認し、問題がないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	次に、案件2番について現地調査を行った齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた4番鈴木昇代理から報告をお願いします。
4番鈴木昇代理		4番鈴木です。この案件につきましては配水管工事に伴う一時転用であり、9月13日に齊藤又右衛門推進委員から何ら問題がないと報告を受けておりますので、よろしくお願いします。
議	長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。今回は、2件とも県農業会議への諮問の必要がない案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第34号、農用地利用集積計画（令和3年度第6号）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		議案の前に、資料について説明いたします。 今回、利用権設定の農地中間管理事業分において、金足地区および四ツ小屋地区のほ場整備に伴う利用権設定が大量であることから、議案書が300ページを超えております。このため、皆様には事前に一覧表を送付し、先ほど総会前に議案書を閲覧していただいたことについて、ご理解くださるようお願いします。 なお、先ほど閲覧していただきました議案書に一部訂正がありましたので、お知らせします。利用権設定の農地中間管理事業、番号29の貸手の氏名の漢字の一部が正常に表記されていませんでした。正しくは、皆様にお送りしました一覧表の2ページ、番号29の貸手の氏名が正しい表記であります。大変失礼いたしました。 それでは、議案の内容について説明します。 一覧表記載のとおり、所有権移転は売買が3件、贈与が1件の合計4件です。 利用権設定は149件で、そのうち農地中間管理事業が146件です。詳細に

事務局 (勝田主席主査)	つきましては、先ほど閲覧していただいた議案書のとおりです。 以上、令和3年度第6号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
一	同 なし。
議長	ご質問等がないようですので、はじめに、所有権移転について採決いたします。 所有権移転の4件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同 異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の4件について、原案のとおり決定することといたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 利用権設定の149件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか
一	同 異議なし。
議長	以上により、日程第6、議案第34号、農用地利用集積計画（令和3年度第6号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第7、議案第35号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岡部主査)	それでは、議案書の336ページをご覧ください。 番号1です。申請人は下北手通沢字中前田の[]。土地の所在は下北手通沢字中前田[]番ほか2筆。地目は田。面積は合計2,343平方メートル。現況は原野。事由は「平成13年頃から休耕し原野化している」です。現地は令和3年7月30日に確認しております。 それでは、非農地証明申請に関する件説明資料をご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりであります。申請地の状況から、判断基準の「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当。説明は以上です。
議長	それでは、現地調査を行った平川秀悦推進委員から報告を受けた10番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
10番柴田ますみ委員	10番柴田です。8月18日に平川推進委員から報告を受けました。資料のとおり平川推進委員からも問題がないということなので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議	長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>非農地証明申請に関する件、1件について、ご質問・ご意見等のあるかたはお願いします。</p>
一	同	なし。
議	長	<p>質問がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第35号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第36号、令和4年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (中村主席主査)		<p>それでは、議案書の337ページをご覧ください。</p> <p>7月に令和4年度秋田市農業施策等に対する要望について、農業委員と推進委員に対して調査を行ったところ、両委員から合計31名、回答率約65%の回答がありました。集計の結果、得票数の多かった市への要望5項目および国への要望5項目について事務局案を作成し、先ほど会務報告で報告したとおり、9月7日に開催した運営委員会において協議し、承認していただきました。</p> <p>それでは、要望書をご覧ください。内容について簡単にご説明します。</p> <p>はじめに、1ページ序文をご覧ください。農業を取り巻く厳しい環境について述べつつ、国や市の施策に期待している旨を述べ、本要望を市などの農業施策に反映するよう依頼する記述となっています。</p> <p>次に市への要望についてですが、2から3ページをご覧ください。</p> <p>1 担い手等の確保と経営確立に向けた支援について、(1)人・農地プランの取組への支援について、(2)農業法人経営者の育成支援について、</p> <p>2 農業生産基盤の整備促進について、(1)ほ場および基幹施設の整備について、(2)令和4年度秋田市単独補助土地改良事業の推進について、</p> <p>3 米の消費拡大についての5項目です。</p> <p>次に、国への要望事項ですが、4から5ページをご覧ください。</p> <p>1 農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件の緩和について、</p> <p>2 中小規模農家への支援について、3 米政策改革について、(1)米の需給バランスと価格の安定について、(2)日本型直接支払制度について、</p> <p>4 農業委員会の体制強化についての5項目です。</p> <p>要望内容については、それぞれ記載のとおりです。</p> <p>なお、市長への要望書提出は、10月5日火曜日の午前9時から行い、出席者は、佐々木会長、鈴木代理、佐々木英久委員長、柴田委員の4名の予定です。説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは、質疑を行います。令和4年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件、1件について、ご質問、ご意見等のあるかたはお願いします。</p>

一	同	なし。
議	長	質問がないようですので、令和4年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件、1件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第36号、令和4年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件、1件を原案のとおり決定いたします。
		次に、日程第9、議案第37号、下限面積の別段面積の設定に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (住谷副参事)		それでは議案書338ページ、議案第37号についてご説明します。 令和3年5月31日付けで秋田市長より申出のあった「空き家に付随した農地取得にかかる要件緩和」について、令和3年6月18日開催の第6回総会の協議事項において、その取扱いを一任された会長から付託を受けた農地利用最適化委員会において協議を進め、案を取りまとめました。 本市への移住促進、農村地域の活性化並びに空き家とこれに付随した農地の有効活用および遊休化の防止と解消を目的として、別紙1のとおり、空き家に付随した農地の権利取得等に限定した別段面積を0.01アールに設定し、併せてその取扱いを別紙2の「秋田市空き家に付随した農地の権利取得等に係る別段面積取扱基準（案）」で定めようとするものです。説明は以上です。
議	長	それでは、質疑を行います。下限面積の別段面積の設定に関する件、1件について、ご質問、ご意見等のあるかたはお願いします。
16番三浦宏和委員		はい、議長。
議	長	三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員		16番三浦です。この間も申し上げましたが、これは意見として聞いていただきたい。今回の空き家に付随した農地の別段面積の設定に際し、農地法施行規則17条第2項に基づいて設定することに違和感があります。本来、本件については、農地法第3条ただし書へ例えば「空き家バンクに基づく場合は許可が不要」のような例外規定を追加するなど、法整備をしたうえで、対応すべきものであると私は考えます。機会がありましたら、国へこのことについて意見を伝えてもらいたいです。以上です。
議	長	はい、わかりました。ほかにありませんか。
一	同	なし。
議	長	質問がないようですので、下限面積の別段面積の設定に関する件、1件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

一 議	同 長 異議なし。 「異議なし」の声がありましたので、日程第9、議案第37号、下限面積の別段面積の設定に関する件、1件を原案のとおり決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。 (午後2時46分終了)
--------	--